

平成 28 年熊本地震における
新生児蘇生法修了認定手続き期限の延長について

日本周産期・新生児医学会
新生児蘇生法委員会委員長 細野 茂春



熊本を中心とした地震により被害を受けた皆様に心からお見舞いを申し上げますと共に、犠牲になられた方々のご遺族に皆様に深く哀悼の意を表します。また、皆様の安全と一刻も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

新生児蘇生法委員会では、新生児蘇生法講習会を新規に受講された方の修了認定手続きを合格通知到着より 3 カ月以内を期限、また更新手続き期限を有効期限までの 1 年間としておりますが、この度の震災により被災地を中心に九州全域で周産期医療に関わっている方々に復興に専念していただくために、認定・更新の手続きについて猶予期間を設けることといたしました。

猶予期間をいつまで延長するかについては今後、被災地の状況に十分配慮して検討していくことといたしますが、期限を過ぎてから申請書をお送りいただいた場合でも、認定及び更新を認めることといたします。

その他、被災地の新生児蘇生法講習会開催等に関するお問い合わせがございましたら下記事務局までご連絡ください。

日本周産期・新生児医学会事務局
新生児蘇生法普及事業

〒162-0845 新宿区市谷本村町2-30 メジカルビュー社内
電話:03-5228-2017 FAX :03-5228-2104 E-mail: info@ncpr.jp